

岩倉市こども家庭センター設置要綱

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うため、岩倉市こども家庭センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターは、健康こども未来部に置く。

(対象者)

第2条 センターの支援の対象者は、市内に住所を有する満18歳未満の児童及びその家庭並びに妊産婦とする。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

(業務内容)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行い、切れ目のない一体的な支援を実施する。

(1) 法第10条の2第2項各号に掲げる業務

(2) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項各号に掲げる業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(職員)

第4条 センターに、次の職員を置く。

(1) センター長

(2) 統括支援員

(3) その他必要な職員

(関係機関等との連携)

第5条 センターは、関係機関等との連携を図り、円滑かつ効果的な支援を実施するよう努めるものとする。

(守秘義務)

第6条 センターの職員は、職務上知り得た対象者の個人情報、秘密等を保護し、第三者に漏らしてはならず、業務遂行以外に用いてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項

は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
(岩倉市子ども家庭総合支援拠点設置要綱の廃止)
- 2 岩倉市子ども家庭総合支援拠点設置要綱(令和4年4月1日施行)は、
廃止する。